

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

子ども未来課

○ 岡山県青少年問題協議会規則を廃止する規則

子ども家庭課

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

医薬安全課

（県例規集登載）

【人事委員会】

○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

〃

目次

（以上県例規集登載）

担当課（室）

◎岡山県規則第四十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の五第七号中「子ども・子育て会議」を「子ども・若者未来会議」に、「こと」を「こと（他課の分掌に属するものを除く。）」に改める。
 第三十一条の六第十六号中「青少年問題協議会、」を削る。
 第二百二十六条の表中

岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	岡山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見の具申並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申に関する事務	子ども 家庭課	子ども 未来課
-------------	--	--------------	---	------------	------------

岡山県子ども・若者未来会議	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の調査審議及び意見の具申並びに当該施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整及び意見の具申、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しについての調査審議及び意見の具申、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子			子ども 未来課	
---------------	--	--	--	------------	--

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申並びにこども基本法（令和四年法律第七十七号）の規定によるこども施策及び都道府県こども計画の調査審議及び意見の具申に関する事務

◎岡山県規則第四十八号

岡山県青少年問題協議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県青少年問題協議会規則を廃止する規則

岡山県青少年問題協議会規則（昭和二十九年岡山県規則第二十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十一号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表保健医療部の部医薬安全課の項6中「大麻採取栽培取締」を「第一種大麻採取栽培取締」に、「14日」を「53日」に改め、「7日」を削り、同項7中「7日」を削る。

附 則

この告示は、令和七年三月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和六年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	416,600	370,400	310,000	51,600	50,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	46,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	42,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	38,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	34,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	30,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	49,800	27,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	48,000	24,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	46,200	21,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	44,400	18,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	42,600	15,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	40,800	12,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	39,000	9,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	37,200	6,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	35,800	3,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	25,200	

24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	18,200	

円	円
35,800	36,100
35,800	36,100
35,800	36,100
35,800	36,100
35,800	36,100
34,500	34,900
33,300	33,600
32,000	32,300
30,700	31,100
29,500	29,800
28,200	28,600
27,000	27,300
25,700	26,000
24,700	25,100
23,700	24,100
22,800	23,100
21,800	22,100
20,800	21,100
19,800	20,200
18,800	19,200
18,400	18,800

別表第三中

を

に改める。

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

18,000
17,300
16,900
16,500
16,000
15,600
15,100
14,800
14,600
14,100
13,500
12,900
12,400

18,300
17,600
17,200
16,800
16,400
16,000
15,400
15,200
14,900
14,500
13,900
13,200
12,700

◎岡山県人事委員会規則第十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部分を次のように改正する。
（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）

第十三条第一項第一号中「百分の百二十二・五以上百分の二百五」を「百分の百二十七・五以上百分の二百十五」に、「百分の百四十八・五以上百分の二百四十五」を「百分の百五十三・五以上百分の二百五十五」に改め、同項第二号中「百分の百一以上百分の百二十二・五」を「百分の百十六以上百分の百二十七・五」に、「百分の百三十四以上百分の百四十八・五」を「百分の百三十九以上百分の百五十三・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百十九・五」を「百分の百二十四・五」に改める。

附 則

第十三条の二第一項各号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第二十五条第四号」を「第二十五条第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十一第一項各号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第一項各号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。